

令和3年12月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和3年11月19日（金）13時30分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 氏家義雄委員， 2 都築和子委員， 3 高畑強委員， 4 藤田諭史委員，
5 松本健委員， 6 立石泰夫会長， 7 田中渉委員， 8 内田猛委員，
9 杉原倫代委員， 10 松岡一雄委員， 11 大前純一委員， 12 瀬川治
会長職務代理者， 13 福崎元文委員， 14 松原影明委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也， 係長 我部山 美治
7. 議 案 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議 事
局 長

それでは、ただいまより、令和3年12月の農業委員会総会（定例会）を始めさせていただきます。始めに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。今年最後の定例会ということで1年間ありがとうございました。

始めに、先だっては香川県農業会議主催による、アイレックスでの研修にご参加いただきありがとうございました。この研修は農業委員会業務の全てに関連しておりますので、このような機会には出来るだけ参加し最新の情報を得ることにより、相談を受けた際に役立てていただきたいと思います。

次に香川県における新型コロナウイルスへの感染はここしばらく確認されておらず、順調に推移している状況ですが、最近また新しい変異株が出ております。香川県での感染確認はありませんが、県外では報告されてい

るようですので、皆さん方には3回目の接種を受けて頂くようお願い致します。

次に新庁舎の件でありまして、現庁舎での定例会は今回が最後となり、引越は今月中ということ聞いておりますので、1月の定例会は新庁舎での開催ということとなります。

先日の市議会において、平岡市長が現任期限りで勇退することを発言されました。後任には2・3人が立候補するらしいということが耳に入ってきますが、我々としては、出来るだけ農業に理解が得られる方が新市長に望ましいところです。

本年も残りわずかとなってきましたが、次の定例会が新庁舎で行われる際には、皆さん元気で出席されることを望んでおります。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

それでは、令和3年12月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い致します。

本日の議事録署名人には、10番の松岡委員さんと、11番の大前委員さんの両名、よろしくお願い致します。早速ですが、議案に入りたいと思えます。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページで、2案件ございますが、番号2につきましては農業委員関連の案件でございますので、分割してご審議いただくこととしております。

番号1ですが、売買による所有権移転の案件で、【申請人申請地読上げ】

本案件の譲受人の住所は坂出市となっておりますが、生活実態は稲木町であり、相続により取得した農地を耕作されております。申請地は自宅と

自作地との間にあるため、取得できれば農作業の効率が上がるため、労力不足により経営縮小したいと考えている譲渡人に売買を持ちかけたところ、話がまとまったため申請したものです。なお、申請地には水稻を作付けする計画が提出されております。

番号1につきましては、審査基準であります農地法第3条第2項第1号の全部効率要件、同項第4号の農作業常時従事要件、第5号の下限面積要件及び第7号の周辺地域との調和要件の審査基準を全て満たしておりますため、許可相当と考えております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による許可申請番号1につきましては、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請番号1につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

局 長

続きます番号2の案件につきましては、農業委員関連の案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項において、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、

その議事に参与することができない」と規定されていますので、〇〇委員には退席をお願いいたします。

(〇〇委員 13時34分 退室)

会 長

それでは議事を再開いたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

番号2ですが、売買による所有権移転の案件で、【申請人申請地読上げ】
本案件は、労力不足により規模縮小を考えていた譲渡人が、申請地に隣接する農地を所有している譲受人に売買の相談したところ、話がまとまったため申請したものです。なお、申請地には野菜を作付けする計画が提出されております。

番号2につきましても番号1と同様に、農地法第3条第2項の各号の禁止要項には該当しないため、許可相当と考えております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました番号2につきましても、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の許可申請のうち番号2につきましても、原案のとおり決定をいたします。

〇〇委員の入室を認めます。

(〇〇委員 13時36分 入室)

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、3案件でございます。

番号1ですが、申請人は〇〇様で、無断転用の案件でございます。

申請は、【申請地読上げ】を隣接する宅地720.05㎡の拡張用地とし、車庫平屋建1棟63.11㎡を増築したものについて、追認を受けるため申請されたものです。

申請人である杉本様は平成10年6月頃より農地法の許可を受けることなく造成を行い車庫を建築し現在に至っております。

なお、本申請地は11月25日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地ではありますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

番号2ですが、申請人は〇〇様で、無断転用の案件でございます。

申請は、【申請地読上げ】を隣接する宅地433.91㎡の拡張用地として、納屋1棟2階建160.23㎡を建築し駐車場として造成したものです。

申請人は宅地部分にある母屋が狭く、老朽化してきたため建て替えることを計画し、物件調査を行ったところ、本申請地の登記簿上の地目が農地であったことが判明したため、是正すべく追認を受けるため申請するものです。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地に区分されています。

番号3ですが、申請人は〇〇様で、無断転用の案件でございます。

申請は、【申請地読上げ】に隣接する宅地550.21㎡を併せ地として、車庫・倉庫1棟平屋建85.42㎡を建築したものについて、追認を受けるため申請されたものです。

申請人である平尾様は令和元年1月頃より農地法の許可を受けることなく車庫兼倉庫を建築し現在に至っております。

なお、本申請地は11月25日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協

議回答のあった第2種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上、3案件、登記地目は田が4筆、畑が1筆、転用面積は597.42㎡であります。

3案件全て無断転用となっておりますが、始末書にて反省の念を示していること、提出書類に特段不備はないこと、転用についての近隣の農地関係者の方との調整を了していることから、許可もやむを得ないと考えております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1・番号2の申請地は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。12月5日に委員4名で現地確認を実施しました。

特段問題はありません。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号3は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。12月7日に現地確認を実施し本人と面談しました。

何も問題はありません。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページから6ページで、12案件でございます。

番号1ですが、贈与による所有権移転であります。【申請人読上げ】

申請は、譲受人が【申請地読上げ】の所有権を親から譲り受け、住宅1建平屋棟121.73㎡を建築するものです。

転用者は現在賃貸住宅で居住されておりますが、子供が生まれ手狭となっていること、将来、親の面倒を見るため実家に近い申請地に住宅建築を計画したものです。

なお、本申請地は11月25日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

番号2ですが、贈与による所有権移転であります。【申請人読上げ】

申請は、転用者が【申請地読上げ】の所有権を譲り受け、住宅2階建1棟81.99㎡カーポート平屋建1棟27.10㎡を建築するものです。

申請人は叔母と甥、また義姉妹の関係であります。所有者は、昨年農地を相続により取得したところですが、営農を継続する農地については、兄に贈与することを11月の総会において議決いただいたところ。本案

件は、現在自衛隊官舎に居住している転用者が親の近くに住宅の新築を計画したものです。

なお、本申請地は11月25日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地ではありますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

番号3ですが、売買による所有権移転であります。【申請人読上げ】

申請は山下様が【申請地読上げ】の所有権を取得し、廃車置場とするものです。

転用者は申請地に隣接し主に自動車解体業を営んでいる会社の代表取締役をされております。申請地の周囲三方は会社の敷地であり、廃車の置き場として最適な場所であるため転用し、会社に貸付けることを計画したものです。

なお、本申請地は、都市計画区域において準工業地域に指定されている第3種農地であるため、転用できるものと考えます。

番号4ですが、売買による所有権移転であります。【申請人読上げ】

申請は、転用者が【申請地読上げ】の所有権を取得し、資材置場車両置場とするものです。

転用者は丸亀市田村町に事業所を置き、主に土木一式工事業を営んでいる会社であります。転用者は申請地に隣接する土地に資材置場・車両置場、また、申請地から南に直線距離で250mほど離れた場所に資材置場を所有しておりますが、事業拡大に伴い新たな用地が必要となったため申請するものであります。

なお、本申請地は11月25日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地ではありますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

番号5ですが、売買による所有権移転であります。【申請人読上げ】

申請は、転用者が【申請地読上げ】の所有権を取得し、特定建築条件付売買予定地8区画とするものです。特定建築条件付売買予定地について簡単にご説明いたします。通常、宅地分譲は都市計画区域において用途指定されている等、第3種農地に限定されておりますが、転用事業者と土地購

入者との契約において、おおむね3月以内に建築請負契約を締結すること、また、建築請負契約を締結しなかった場合には、売買契約が解除される条項が契約書に規定されていること、転用事業者が全てを販売することができないと判断した場合は、販売することが出来なかった残余の土地に自ら住宅を建築すること、以上3点の申し出がある場合に、造成のみの宅地分譲と同様に土地の分譲が出来るものです。

転用者は高松市香西北町に事業所を置き、主に不動産業を営んでいる会社であります。リバティラインのお客様から原田町において住宅建築したいとの相談が増加しているため、転用申請するものであります。

なお、本申請地は11月25日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

番号6ですが、売買による所有権移転であります。【申請人読上げ】

申請は、転用者が【申請地読上げ】に隣接する宅地等792.51㎡を併せ利用地として分譲住宅6棟を建築するものです。

転用者は、平成12年に設立、木徳町に事業所を置きおもに土木建築業を営む会社であります。令和2年12月に宅地建物取引業者の免許を取得し不動産業を始めており、今回が2件目の申請となるものです。申請地のうち、1015番9、田、59㎡については、平成20年頃に西にある住宅への進入路として造成され現在に至っております。

なお、本申請地は11月25日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

番号7ですが、売買による所有権移転であります。【申請人読上げ】

申請は、転用者が【申請地読上げ】の所有権を取得し、分譲住宅1棟2階建72.04㎡を建築するものです。

転用者は丸亀市金倉町に事業所を置き、建築業、不動産業を営んでいる会社であります。申請地は三角地で耕作に不便であるため、隣接地で分譲住宅の転用申請を提出している不動産会社に相談したところ、双方の協議がまとまり分譲住宅建設を計画したものです。

なお、本申請地は11月25日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地ではありますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

番号8ですが、売買による所有権移転であります。【申請人読上げ】

申請は、転用者が【申請地読上げ】の所有権を取得し、駐車場とするものです。

転用者は下吉田町に事業所を置き、医療事務代行業務等を営んでいる会社であります。現在、クリニック敷地には10台分の駐車場を確保しておりますが、従業員16名及び業者の駐車場確保に苦勞しています。そのため、申請地を駐車場として利用することを計画したものです。

なお、本申請地は、都市計画区域において準工業地域に指定されている第3種農地であるため、転用できるものと考えます。

番号9ですが、賃借権設定であります。【申請人読上げ】

申請は、転用者が【申請地読上げ】を賃借し隣接する宅地を併せ利用地として、無人飛行機ドローンの実技講習場及び駐車場とするものです。

転用者は丸亀市塩飽町に事業所を置き、主にIT関連の事業を営んでいる会社ではありますが、今年の4月からドローンを使用した事業を展開しています。ドローンの講習は隣接する宅地にある建物で行っていますが、練習場が遠く、講習者の駐車場も少ないため、申請地を実技講習場と駐車場として利用することを計画したものです。

なお、本申請地は11月25日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地ではありますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

番号10ですが、売買による所有権移転であります。【申請人読上げ】

申請は、転用者が【申請地読上げ】に隣接する宅地119.16㎡を併せ地として共同住宅1棟2階建93.28㎡共同住宅1棟2階建295.38㎡、駐輪場1棟平屋建16.10㎡、ボンベ庫1棟平屋建2.50㎡を建築するものです。

譲受人は会社員ではありますが、生活の糧とするために共同住宅の経営を計画していたところ、市道に面し幹線道路にも近く生活環境が良い申請地を選定し、申請したものです。

なお、本申請地は、都市計画区域において第一種住居地域に指定されている第3種農地であるため、転用できるものと考えます。

番号11ですが、使用貸借権設定であります。【申請人読上げ】

申請は、【申請地読上げ】に隣接する宅地156.05㎡を併せ地として住宅1棟平屋建130.84㎡を建築するものです。

転用者は高松市庵治町の賃貸住宅で居住していますが、子供の成長に伴い手狭となったため両親宅の近くに住宅を新築することを計画したものです。申請地は、平成28年4月頃から駐車スペースとして造成され現在に至っております。

なお、本申請地は11月25日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

番号12ですが、使用貸借権設定であります。【申請人読上げ】

申請は、【申請地読上げ】に隣接する宅地等64.04㎡を併せ地として、住宅1棟2階建109.02㎡を建築するものです。

借り人は現在親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったため両親宅の隣接地に住宅を新築することを計画したものです。

なお、本申請地は11月25日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上12案件、登記地目は田が18筆、転用面積は9,328㎡であります。

提出書類には特段不備はなく、転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、審査基準を満たすものであることから、特に問題は無いと考えておりますので、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えております。なお、番号6・番号11の2案件につきましては、農地法の許可を受けることなく工事が行われ、造成されておりますが、申請において、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1・番号7・番号12は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。12月7日に現地確認を実施しました。

許可相当と考えます。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号2は〇〇町、番号4は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。12月5日に現地確認を実施しました。

特に問題はありません。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号3は〇〇町、番号8は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。12月11日に委員4名で現地確認を実施しました。

特段問題はありません。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号5は〇〇町、番号6は〇〇町、番号10は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。ただ今の3件につきまして、12月11日に現地確認を実施しました。

特段問題はありませんでしたので、ご報告いたします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号9は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。12月12日に現地確認を実施しました。

特段問題はありません。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号11は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。12月7日に現地確認を実施し所有者に話を伺いました。

特段問題はありません。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

これで本日の議案審議については、全て終了いたしましたこれをもちまして、令和3年12月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時5分 終了

善通寺市農業委員会総会会議規則（昭和32年善通寺市農業委員会規則第1号）第18条第
2項による署名人

農業委員会会長

10番委員

11番委員

会長職務代理者